

令和元年第4回定例会

経済建設常任委員会会議録
(令和元年12月3日)

栄町議会

経 済 建 設 常 任 委 員 会

議 事 日 程 (第 1 号)

令和元年12月3日(火曜日) 午前11時10分開会

事 件 (1) 付託議案の審査

議案第6号 栄町下水道事業の設置等に関する条例

出席委員 (8名)

委員長	大野徹夫君	副委員長	橋本浩君
委員	金島秀夫君	委員	大野信正君
委員	高萩初枝君	委員	野田泰博君
委員	松島一夫君	委員	新井茂美君

欠席委員

なし

欠席委員外議員

議長 大野博君

説明のため出席した者

総務課長	古川正彦君	財政課長	大須賀利明君
下水道課長	麻生秀樹君		

出席議会事務局

事務局長	野平薫君	書記	藤江直樹君
------	------	----	-------

◎ 開 会

○委員長（大野徹夫君） ただいまから、経済建設常任委員会を開会いたします。

◎ 開 議

○委員長（大野徹夫君） 直ちに、本日の会議を開きます。

当委員会に付託されました案件は、議案第 6 号、栄町下水道事業の設置等に関する条例であります。

議案第 6 号を議題といたします。

お諮りいたします。議案第 6 号については、審査の必要から町執行部の出席を求めることにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○委員長（大野徹夫君） 異議なしと認めます。よって町執行部の出席を求めることと決定いたしました。

[説明員着席]

○委員長（大野徹夫君） 古川総務課長、大須賀財政課長、麻生下水道課長におかれましては、ご出席いただきありがとうございます。

すでに、本会議において提案理由の説明はいただいておりますが、補足説明があればお願いします。麻生下水道課長。

○下水道課長（麻生秀樹君） それでは、栄町下水道事業の設置等に関する条例の概要についてご説明いたします。

制定の理由でございますが、公営企業会計の適用に関する国からの要請がありまして、下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用するために同法第 2 条第 3 項に基づきまして条例を制定するものでございます。

制定の経緯でございますが、平成 2 7 年 1 月 2 7 日総務大臣通知によりまして、平成 2 7 年度から平成 3 1 年度までの 5 か年で公営企業会計の全部又は一部、一部というのは財務規定でございますが、適用して公営企業会計へ移行するようにと要請がございました。ただし、現在は 3 万人未満につきましては 5 年まででいいというふうに緩和されております。

平成 2 8 年 4 月、公営企業会計の適用に向けての準備を開始、同月、固定資産台帳の整備等の着手をしております。

平成 3 1 年 2 月に公営企業会計のための必要な金融機関との調整を行い、令和元年 6 月、財務会計システムの導入に着手いたしまして、9 月 3 0 日、財務会計システムが導入、完成しております。

本年、1 2 月議会におきまして条例の案を提出させていただいております。

なお、来年4月から公営企業会計の適用をすることとしております。

地方公営企業法の一部、これは財務規定等の適用した理由でございますが、経営状況の明確化、企業経営としての性格を強めるため、総務大臣からの公営企業会計を適用するようにと要請を受け、地方公営企業法の一部である財務（第3章）等の規定を適用するものでございます。

なお、公共下水道については、一部適用が一般的となっております、「組織」及び「職員の身分取扱」については適用しなくても良いことになっておるところでございます。

条例の内容でございますが、こちらにつきましては国から示された「平成31年3月改定版マニュアルの条例準則」に基づいて策定しております。他団体におきましても、国の条例準則に基づいた条例が多くなっております。

資料の次の関係なんです、条例関係と従来の変更点ということになります。

条例関係ですが、（1）として一定金額以上の資産の取得及び処分でございます。こちらについては条例で金額等を定め、予算で定めるということになっております。従来につきましては、条例で金額等を定めて、議会の議決が必要ということになっております。

（2）の職員の賠償責任の免除、こちらは条例で定める一定金額未満は、議会の同意が不必要となっております。従来ですと金額にかかわらず議会の同意が必要と。（3）負担付き寄附の受領、条例で定める一定金額未満は、議会の議決が不必要でございます。従来は金額にかかわらず、議会の議決が必要ということになっています。（4）町の損害賠償でございます。条例で定める一定金額未満は、議会の議決が不必要になっております。従来ですと200万円未満につきましては専決処分が可能でございます、それ以上は議会の議決が必要となっております。会計事務の処理でございます。条例で町長が会計管理者に委任することとしております。従来ですと地方自治法により、会計管理者が行うこととなっておりますところでございます。

（6）業務状況書類の作成でございます。こちらは条例で定めることとなっております。従来ですと「栄町財政事情の作成及び公表に関する条例」で定めているところでございます。

主な会計処理でございます。（1）の会計方式、発生主義、こちら複式簿記になりまして、公営企業会計は現金収支の有無にかかわらず発生主義に基づき事業年度に発生する経済活動により、損益計算書を作成いたします。従来ですと現金主義で単式簿記となっております。

（2）予算ですが、予算書が必要になりまして、収益計算書、資本的収支などがございます。予算に関する説明書といたしまして、予算の実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表などがございます。従来ですと歳入歳出予算書がございます。予算に関する説明書といたしまして、歳入歳出予算事項別明細書などがございます。（3）の減価償却費ですが、新たに減価償却費が出てまいります。従来はございません。（4）としまして、各種引当金で

ございますが、今後、引当金が出てまいります。従来はございません。決算ですが、決算報告書としまして収益的収支、資本的収支など、損益計算書、貸借対照表などがございます。附属説明書としましてキャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書などがございます。決算報告につきましては、5月までに町長に報告することとなっております。損益計算書では、減価償却費、引当金という現金の支払いが伴わない費用が発生しますので、これにより赤字となるケースがございます。公営企業会計に移行すると損益計算書が赤字になる見込みですが、現金ベースでの赤字は回避するよう努めてまいります。従来ですと歳入歳出決算書、決算に関する説明としまして歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書などがございます。出納整理期間ですが、今後は無くなります。従来は4月、5月が出納整理期間となっております。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

○委員長（大野徹夫君） 説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。質疑はございませんか。松島委員。

○委員（松島一夫君） まず、国からの要請で、この公営企業法の適用でということですが、これは命令じゃなくて要請なんですか。仮に、公営企業法の適用をしなかった場合、どういうことになるんですか。

○委員長（大野徹夫君） 麻生下水道課長。

○下水道課長（麻生秀樹君） 今、委員おっしゃるように要請ではありますが、半強制的な状況であります。いつまでにやれということでもございましたので、それで先ほどの説明の中でもしましたけども、3万人未満は5年までに延長されております。しかし、柴町におきましては、その平成32年という目標を達成しろという年度に基づいて、我々、準備してまいりましたので、あえて延ばす必要が無かったものですから、この議会で条例を上程させていただいたということもございます。国からの要請をきかない場合には、多分、補助金が、要望しても付けないよとか。そういう、無いとは言ってるんですけども、要望で基本的には内示額が決まるものですから、内示額が減らされるようなことがあるかもしれませんというくらいですか。

以上、説明になってるかどうかわからないですけど。

○委員長（大野徹夫君） 大須賀財政課長。

○財政課長（大須賀利明君） 今、下水道課長からも申し上げましたけども、国からの要請ということで、基本的に下水道事業につきましては国の財政支援、事業に関しては国の補助金、財政支援です。それから財政権限が国にある地方債協議、こういったものが国にあるものですから、基本的に我々は強制的な要請とは受け取ってはおりませんで、国の指導という形で、これはうちのほうとしましても時期なのかなということは考えております。それで公営企業会計のシステムの構築の費用等につきましても、現段階で地方債が充当できるという、我々にとつ

ては大きなメリットになるものがございますので、そういったものも加味すると、時期的にこの時期なのかなということで今回、公営企業会計へ移行するというところになったところでございます。

申し訳ございません、以上です。

○委員長（大野徹夫君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 今、このシステム構築で様々な補助があるよということですが、私はこれ、どういうシステムかわかりませんが、えらい高いような気がしておりますが、それはいいとして。

それで条例の準則と栄町条例（案）との比較でおたずねしたいんですけれども、例えばこの資料の4ページにある「資産の取得及び処分」のところ、この〇〇のところ、700万円、また5,000平方メートルと。それから次の第5条で、〇〇が5万円だと。第6条でこれが30万円だと。こういった数字の根拠ってのは、どこにあるんですか。

○委員長（大野徹夫君） 麻生下水道課長。

○下水道課長（麻生秀樹君） すみません、先ほど説明がもれておまして。まず、比較表の4ページをご覧ください、第3条から出てまいります。第3条第2項、排水区域面積520ヘクタール、第3項としまして排水人口1万9,000人、第4項、1日当たりの最大処理能力はということで、1万200立方メートルと。こちらにつきましては、現下水道の事業認可、国からいただいている数字でございます。それを規模として載せてあります。

続きまして第4条の、先ほど委員のほうから話ありました金額なんですけど、700万円と5,000平方メートル、こちらについては「町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」と同等にしております。

続きまして、次の「議会の同意が必要な責任賠償の免除」「議会の同意を要する賠償責任の免除」ということで、こちら5万円という形に決めさせていただきました。こちらにつきましては、〇〇になっておりますので、まだ実際のところ公営企業会計の適用してる団体、少ないものですから、関東エリアの同規模の自治体を参考にさせていただきました、その中で一番低かったところが5万円ということで、こちらは高くしますと議会軽視になることがありますので、一番低い数値の5万円とさせていただきました。

次の第6条の30万円、二つあるんですけれども、こちらに関東の適用を受けている団体の一番低い金額を今回、入れさせていただいております。

以上です。

○委員長（大野徹夫君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） ついでにこの第6条でおたずねしたい。第6条、はっきり言って読んでいて何を言っているんだか全然、わからないんです。ちょっと噛み砕いて教えてください。負担付き寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が30万円以上云々とあります

けども。負担付き寄附って何ですか。この法第40条第2項というのは、その負担付き寄附ってことを書いてあるのかもしれませんが、具体的に、これどういう状況なんですか、この部分は。

○委員長（大野徹夫君） 麻生下水道課長。

○下水道課長（麻生秀樹君） それではご説明させていただきますが、負担付き寄附というのは、例えば市街化区域の中に下水道整備してないところに1,000平方メートルの土地を持っていらっしゃる人がいて、半分の500平方メートル寄附するから、その分、残りの500平方メートルを下水道で整備してくれよとかいう負担を強いる寄附のことです。それが30万円以上のものであれば議会の承認が必要ということで、それ以下は必要ないよというような内容です。次の賠償額の30万円なんですけども、こちらについては町の責任において賠償責任を取らざるを得ない状況の場合は、30万円を超えたものについては議会の議決が必要になるということで決めさせていただいたところです。

○委員長（大野徹夫君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） ということは、寄附されるそのものが30万円以下であれば議決は必要ないということでしょうか。

○委員長（大野徹夫君） 麻生下水道課長。

○下水道課長（麻生秀樹君） こちらにつきましては、寄附されるものというよりも30万円以上かかるものと理解しております。

○委員長（大野徹夫君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） つまり、寄附の代価としてこっちが何らかの負担する場合、その負担する、今言った下水道を引いてくださいよ、それが30万円を超えるものであれば議決が必要だと。その負担する行為が30万円未満であれば、議決なしでやれるということでしょうか。

○委員長（大野徹夫君） 麻生下水道課長。

○下水道課長（麻生秀樹君） はい、そう解釈して、理解しております。

○委員長（大野徹夫君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 他のかた、どなたかいらっしゃれば私、休憩しますけれども。

○委員長（大野徹夫君） 古川総務課長。

○総務課長（古川正彦君） 今の寄附の関係ですけど、こちら地方自治法で我々、自治体のほうが寄附、贈与を受ける場合は全て議決なんです。これは公営企業特例を定めています。ここの条例見ていただきますとわかりますが、受領の金額なので、こちらに30万円を寄附するよという場合は、この30万円以上ですから議決が必要。29万円であれば議決は必要ないということです。ここの「第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額」ですので。あくまでも我々が受け取るもの

の価値とか価額が30万円ということにしている条例です。

○委員長（大野徹夫君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） とすると、先ほどの下水道課長の説明とは違うということですか。

○委員長（大野徹夫君） 麻生下水道課長。

○下水道課長（麻生秀樹君） すいません、私、勘違いしております。受領の金額というふうに書いてありますので訂正させていただきます。

○委員長（大野徹夫君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） そうすると、30万円未満のものを寄附されて、その寄附のいわゆるお礼として負担する行為が、仮に50万円であっても100万円であっても議決は必要ないというふうに解釈できるんですけど、それでいいんですか。

○委員長（大野徹夫君） 古川総務課長。

○総務課長（古川正彦君） 解釈上は、あくまでも30万円いただいて、例えばこっちが50万円かかってしまったにしても、30万円以上であれば議決が必要ですが、例えば20万円もらって40万円かかってしまったにしても、それは議会の議決等は要らない。要はもらうお金、価値によるものなので、そこは不要になってしまうということです。

○委員長（大野徹夫君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 減価償却の件なんですけども、減価償却すべきその資産の残存価格ってどのくらいあるんですか。

○委員長（大野徹夫君） 麻生下水道課長。

○下水道課長（麻生秀樹君） 残存価格、例えば最初に入れたときに9割を残存価格として残します。それが例えば耐用年数によって償却していくわけですけども、現段階で計算してあるところで減価償却費が4億円くらいあるのかなというところで、これから予算を作っていく中でもうちょっと詳しくなってくると思うんですけども、現段階で残存価格4億円程度。といいますのは古いやつは残存価格が少なくなってる部分もあるんですけども、最近、入れたものについては、まだまだ減価償却費いっぱいありますので、そういう形になっております。

○委員長（大野徹夫君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） ものによって、何年間で償却していくのかというものの違いは色々なんだろうけれども。現時点で想定できる減価償却費というのは、年間どのくらい出てきそうなんですか。

○委員長（大野徹夫君） 麻生下水道課長。

○下水道課長（麻生秀樹君） 現時点で、事業費を今までなるべく均等にしていこうためにやってきておりますので。例えば2億円の事業費を使った場合には1億8,000万円が減価償却費として残ってくると。年度ごとです。減価償却費としては1億8,000万円とかそういう金額が減価償却費用としてカウントされると。

○委員長（大野徹夫君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 残存価格4億円っておっしゃいませでしたか。4億円の残存価格で年間、1億8,000万円減価償却したら2年で全部、償却しちゃいますよ。

○委員長（大野徹夫君） 麻生下水道課長。

○下水道課長（麻生秀樹君） 例えば4億円くらい減価償却費がありますというやつで、高いやつから低いやつに償却していくやつがあるんで、償却終わったやつを新しく変わったやつは無くなってきます。残ってる資産に対して減価償却が発生しますので、最初のときが高いんですが年数をおくとだんだん減ってきますので、そんな形になっております。

○委員長（大野徹夫君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 残存価格がどんどん減ってくるのはわかるんですけども、例えば定額でやるのか定率でやるのか、例えば減価償却費を1億円の品物だったら毎年、5%ずつ償却していくとすると500万円だと。それが20年経てばゼロになっちゃうんだけど、このものは今年の減価償却幾ら、このものは幾らって合算していったときに、各年度でどのくらいの減価償却費が出るというふうに想定されていますか、とおたずねしたんです。それによって損益計算書がどのくらいの赤字になってくるのかっていうのがあると思うんでおたずねしてみたんですけども。まだ出てないんだったらいいですけど。

○委員長（大野徹夫君） 麻生下水道課長。

○下水道課長（麻生秀樹君） 失礼しました、まだそこまでは今の段階では出ておりませんで、トータルどのくらいあるかくらいしか出ておりません。申し訳ございません。

○委員長（大野徹夫君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 当然、減価償却やいろんな引当金なんて出てくれば、お金はあるけれども赤字になるという状況は当たり前のことなんですけれども、現金ベースでは赤字にならないように努めますとお書きになってますが、それは一般会計からの繰入金なんか全く無くて赤字にならないように目指していくということなのか、従来どおりの繰入金を入れながら赤字にならないようにもっていこうということなのか、どっちを意味してるんですか。

○委員長（大野徹夫君） 麻生下水道課長。

○下水道課長（麻生秀樹君） 現在のところ、一般会計から繰入れさせていただいてプラスになってるというのはご存知だと思うんですけども、その状態なので、繰入金を外すとまるっきりの赤字になりますので、繰入金を現段階で同額程度をお願いして赤字を回避するような形で考えております。

○委員長（大野徹夫君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 企業会計を導入してメリットなんでしょうね。

○委員長（大野徹夫君） 麻生下水道課長。

○下水道課長（麻生秀樹君） 非常に答えづらいあれなんですけど、官庁会計でも今までも

おりやっけてこれておりますので、私としてはこういうこと言っちゃまずいのかもしないんですけど、今までどおりでも問題なくできるのかなっていうふうには思っているんですけど。ただ、国からの要請を無視できませんので、それは受けざるを得ないというふうな形でございます。スピードが若干、早めることができたりなんかすることができるかなっていうところがメリットなのかなというふうには思っておりますが、さしたるメリットが見えてこないのが実情でございます。

○委員長（大野徹夫君） 大須賀財政課長。

○財政課長（大須賀利明君） 私のほうから補足をさせていただきます。

基本的に企業会計への移行ということで、まず今度、会計が変わりますと発生主義に変わりますので、未収料金、未払い等の明確化が図れるのかなということが1点、挙げられるのかなと思います。これは債権、債務の明確化ということになるかと思いますが。それと、資産の価格が、資産と負債との比較、こういったものの長期的な視点も含めまして経営状況の把握ができるということで、公営企業会計への移行というものは、そういうメリットがあるというふうに私どもは思っております。

以上です。

○委員長（大野徹夫君） ほかに質疑ございますか。金島委員。

○委員（金島秀夫君） 単式簿記と複式簿記ということになってますけども、これ今、現金主義ってことをやってるわけですけども、貸し方、借り方でやって、その都度やってるわけでしょう、帳簿上。発生主義ってということになった場合には、さっきから話を聞いてますと契時点で償却だとかいろいろなことも含めて長期的な問題を掲載しながらやるわけですよ。

○委員長（大野徹夫君） 麻生下水道課長。

○下水道課長（麻生秀樹君） 発生主義と言いますのは、例えば1億円の使用料の調定と言いますか賦課できますよというふうになったら、その1億円のお金が発生したということで1億円が歳入になりまして、それが9,000万円しか入ってこなくても歳入は1億円という。発生した時点でその金額を入れます。それで、契約も契約した時点で発生しますので、それが支出したという、そんなかんじですかね、ニュアンス的には。

○委員長（大野徹夫君） 金島委員。

○委員（金島秀夫君） 商取引の場合ですと、発生主義、いわゆるそのときの契約した事項というのは、料金というのは出るわけでしょう。そうするとその時点で減価償却だとかいろいろなこと全部、契約の中に入れるわけです。

○委員長（大野徹夫君） 麻生下水道課長。

○下水道課長（麻生秀樹君） それには減価償却は入れません。貸借対照表ですとか損益計算書の中で第4条の予算を作っていく中でそういうのが出てきます。

○委員長（大野徹夫君） 金島委員、よろしいですか。

○委員（金島秀夫君） ちょっと今、考えてますから。

○委員長（大野徹夫君） 高萩委員、お願いします。

○委員（高萩初枝君） おたずねします。会計処理の変更については、3年かけていろいろ準備されてきたということですが、来年度から会計処理変更になって職員のほうの体制は大丈夫かどうか心配になったんですが、いかがですか。

○委員長（大野徹夫君） 麻生下水道課長。

○下水道課長（麻生秀樹君） ご心配のとおり、今までの会計が変わるものですから、準備を始める段階から人事のほうにお願いしまして、水道経験者のかたを配置しております。ずっと企業会計をやってきておりますので、来年もそのかたが主になってやる予定になっておりますし、なおかつシステムも導入いたしましたので、そのシステムに金額を当て込むことによって計算がされてきますので、大丈夫というふうに考えております。

○委員長（大野徹夫君） 高萩委員。

○委員（高萩初枝君） ということは、水道を退職された女性職員がそちらに入ってるので、その体制で大丈夫だと。本当にそうですか。

○委員長（大野徹夫君） 古川総務課長。

○総務課長（古川正彦君） 現時点においては、確におっしゃったように水道企業団の企業会計経験者を採用しております。したがって、このかたからうちの職員に対して、きちんと教育をしていただくということです、まずは。必ずきちんと引き継がれていくということで企業会計を回していくということになりますので。そのかたがいるから大丈夫ということではなく、いなくなったら終わっちゃうわけですから。それでは困るのできちんとそのかたから、今、下水道課あるいは将来、下水道課になる職員に企業会計システムをきちんと伝授していただくというOJTという研修をしていただいて職員を育成していくという考えではおります。

○委員長（大野徹夫君） 高萩委員。

○委員（高萩初枝君） この話をうかがいまして、一番、心配したのは、今の職員の体制で大丈夫なのかと思いました。若手を育てていただくように、よろしくお願いします。

○委員長（大野徹夫君） 金島委員。

○委員（金島秀夫君） 実際、作業してみないとかなり複雑になるんじゃないかなと思うんです。今、水道会計ですか。そちらのほうからのノウハウがどのくらいあるかわからないけれども、これを用いていろいろと教えてもらうということは出てましたけども。そうするともうすでに、水道のほうでそれをやってるんですか。

○委員長（大野徹夫君） 麻生下水道課長。

○下水道課長（麻生秀樹君） 水道につきましては、法で企業会計しなさいということになっておりまして、もう長年、企業会計でやっておりますので、その職員のノウハウを教えただきながら、実際、退職した職員が下水道課に配属されておりますので、打合せをしながら

やっております。それでなおかつ、今、システムなんですけれども、水道と同じシステムを使っていますので、その水道システムと同じやつを新たに導入しましたので、その辺は企業会計としては抜かりなくやっていきたいと思っておりますし、また、昨年、今年にも企業会計移行に対する会計の研修会、職員参加させておりますので、徐々に浸透しつつあるというふうに考えております。

○委員長（大野徹夫君） 古川総務課長。

○総務課長（古川正彦君） 補足させていただきます。水道に限って言いますと、すでに地方公営企業法の全部適用されている団体ですので、下水道はその後付けで、規則が財務だけを取るということ。水道企業団はあくまでもすでに企業会計を適用されております。その公営企業として、2市町ですので一部事務組合という広域水道企業団になってます。それはもう問題ないということでご理解いただきたいと思えます。

○委員長（大野徹夫君） 金島委員、よろしいですか。

○委員（金島秀夫君） わかりました。

○委員長（大野徹夫君） ほかに質疑ございませんか。古川総務課長。

○総務課長（古川正彦君） 先ほど松島委員のご質問の中の負担付き寄附ですけど、あれはうちが履行しない、例えば完全に全部、受けますよということではなくて、受けないという選択肢も当然ありますので、その辺は誤解の無いようにお願いいたします。

○委員長（大野徹夫君） ほかに質疑ございませんか。松島委員。

○委員（松島一夫君） 特別会計設置条例が無くなるんですね、これによって。これ私、見落としてるのかどうなのか、この条例見ると、年間予算、これは議会の議決って必要なんですか。

○委員長（大野徹夫君） 麻生下水道課長。

○下水道課長（麻生秀樹君） 必要になってきます。

○委員長（大野徹夫君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 条例か何かに書いてあるんですか。

○委員長（大野徹夫君） 古川総務課長。

○総務課長（古川正彦君） 先ほど申し上げましたように、今回の条例は特例条例でございますので、ここに規定のないものについては、全て地方自治法と地方公務員法が適用されるということになりますので、議会の議決は予算は必要となります。

以上です。

○委員長（大野徹夫君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 今度は決算になるんですけども、決算のとき決算報告書、損益計算書、貸借対照表、これ全部、議会に提示されて決算委員会の審議対象になるということなんですか。

○委員長（大野徹夫君） 古川総務課長。

○総務課長（古川正彦君） 決算についても同様ですので、会計がうちのほうの単式から複式に変わるので、もう複式の状態で決算が出てきますので、それをご審議いただくという形になります。

○委員長（大野徹夫君） 他に質疑ございませんか。ないようですので、これで質疑を終わります。

これより、議案第6号に対し、委員各位から討論を含めたご意見をお聞きします。討論、意見ございませんか。

[「なし」の声あり]

○委員長（大野徹夫君） 討論、意見なしということで、これにて各委員からの意見、討論を終わります。

これより議案第6号を採決いたします。議案第6号を原案のとおり決定することに賛成のかたは、挙手願います。

[挙手多数]

○委員長（大野徹夫君） 挙手多数。よって、議案第6号、栄町下水道事業の設置等に関する条例は、原案のとおり可決すべきと決定いたしました。

以上で経済建設常任委員会に付託された案件の審査は終了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告書の作成は、委員長に一任願います。

◎ 閉 会

○委員長（大野徹夫君） 本日の会議を閉じます。

以上をもって、経済建設常任委員会を閉会といたします。

午前11時52分 閉会

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和元年12月27日

経済建設常任委員会
委員長 大野 徹夫